

菜種

なたね

第2号 2010年 冬

編集と発行
北栄町農業委員会
北栄町土下112 (北条庁舎)
TEL (0858) 36-5567



変わります！農地制度

農地法が改正され、平成21年12月15日から施行されました。主な点は

◇標準小作料制度が廃止になりました

賃貸借料の目安として標準小作料を定めておりましたが、改正によりその区分にかかる賃借料について、過去1年間の実績を基に

- ・最高価格
- ・最低価格
- ・平均価格

をお知らせし、これを基に双方の話し合いによって決定していただく仕組みになりました。

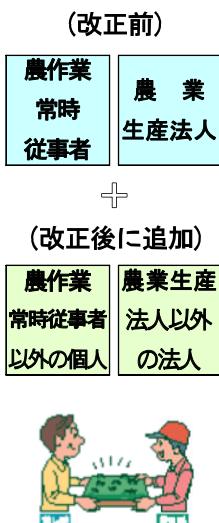
この情報については、町報4月号でお知らせする予定です。

◇農地の効率的な利用を図ります

所有する農地は、所有者自らが耕作することになつていましたが、農地の効率化を図るため、貸借にかかる規定が緩和されました。

たとえば・・・

事情により耕作ができなくなつた場合、農地の取得、貸借を希望される方は、手続きが容易になりました。(一定の条件を満たす者に限ります)



◇農地減少を食い止め、農地の確保を図ります

特に法人については、罰金が三百万円以下から1億円以下に変わりました。

また遊休農地に対する指導について、町長の勧告から、農地について身近な活動をしている農業委員会が指導、勧告することになりました。

- ◇そのほかに・・・
- ・納税猶予制度が見直されました。

農地を他の人に貸しても、猶予が受けられる場合があります。

・相続などによって農地を取得した人は農業委員会への届出が必要になりました。

北栄町農業委員会は、農政委員会、農地委員会、広報委員会の3つの専門委員会を新設しました。

それぞれの委員会が、積極的に活動しています。

〔農政委員会〕

意見交換会

平成21年11月17日 J A鳥取中央

平成22年1月13日 北栄町農志会

平成22年2月22日 東伯農業改良普及所

〔農地委員会〕

平成21年12月10日

下限面積設定検討会 (一回)
農政委員会委員長 濱坂 良男

平成22年1月27日 下限面積設定検討会 (二回)

農業委員会事務局へ

専門委員会活動中！



連携の中から“人づくり”を

（農志会との交流を通じて感じたこと）

農政委員会委員長 濱坂 良男

農業委員会農政委員は、北栄町農業振興に対する建議を目指し、現在各種団体、組織と交流をし、町農業の現状認識を深めるとともに、それぞれの立場で抱える課題や展望を聞き取ろうと活動中です。

1月、農志会（青年農業者組織）との交流は、当初父と子位の年齢差や、普段会話する機会の少ないとから、それぞれ緊張する中で始まりましたが、アルコールの力も借りて徐々に農業に対する思いに話が盛り上がり、予定の時間も

農業者年金に加入しませんか

高齢農家の家計費は、夫婦で月額23万円が必要というデータがありますが、国民年金だけでは月額10万円不足してしまいます。農業者年金は、国

民年金の不足分をカバーすることも可能です。
国が支える農業者年金への加入を考えてみませんか？

○詳しくは、農業委員会事務局へ

認定農業者等への支援

(1)農地利用状況から、担い手への合意に基づいた農地の面的集積の調整、あつせんのお手伝いをします。

(2)農業経営改善の相談を通じて、認定農業者の掘り起こしおよび再認定の呼びかけ、家族経営協定、青色申告、農業の法人化等の普及、推進のお手伝いをします。

シリーズ 農業委員活動 (2)

あつという間に過ぎてしまいました。
彼らも私たちも同じような課題を持つていることや、将来に対して何とかしようという青年たちの熱い意欲にも触れ、お互いに刺激を感じながら、最後は再開を願つて閉会しました。
話の中で思ったのは、やはり的確な情報量が不足している事、それを求める機会と場が少ない事です。今まで農家は作ることだけを考えていればよかつたのですが、これからは生産から消費まで責任を持つ農業マネジメントを確立するような場（寺子屋みたいなもの）が必要ではないでしょうか。先の見えない困難な時代だからこそ、行政、JAをはじめとする各団体が連携して、農業分野だけにとらわれず”ひとつ

くり”を今、始めるべきではないでしょうか。

